

平成 19 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 平 和
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 橋 保 彦
(コード番号 6412 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 坂 本 浩 之
(TEL 03 - 5770 - 8211)

当社株式に対する公開買付けへの賛同意見表明に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 6 日開催の取締役会において、株式会社石原ホールディングス（以下、「公開買付者」といいます。）による当社株式の公開買付けについて賛同の意を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(平成 19 年 4 月 6 日現在)

(1) 商号	株式会社石原ホールディングス	
(2) 事業内容	公開買付者は、当社等の株式を取得及び保有することを主たる事業の内容としております。	
(3) 設立年月日	平成 3 年 2 月 25 日	
(4) 本店所在地	東京都港区赤坂七丁目 5 番 34 号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石原 昌幸	
(6) 資本金	3,000,000 円	
(7) 発行済株式総数	3,000 株	
(8) 大株主及び持株比率	石原 慎也	99%
	石原 由梨	1%
(9) 買付者と対象者の関係等	資本関係	該当なし
	人的関係	該当なし
	取引関係	該当なし
	関連当事者への該当状況	該当なし

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 19 年 4 月 6 日開催の取締役会において、公開買付者による当社株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。*1）に賛同する旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの背景

当社は、設立以来、常に新しいものを提供するパチンコ機メーカーのパイオニアとして多くのファンの支持を獲得してまいりました。また、昭和 63 年 8 月に店頭公開銘柄として業界初の株式公開を果たし、平成 3 年 12 月には、東京証券取引所にパチンコ機メーカーとして初の上場を果たしました。

一方、株式会社オリンピア（以下、「オリンピア」といいます。）は、昭和 56 年の事業開始以来、一貫してパチスロ機の開発・製造・販売を行い、目下、「もっと楽しめる未来を作ろう」の合言葉とスピード感溢れる経営の下、新発想・新展開・チーム力によって顧客ニーズを最優先したパチスロ・パチンコ遊技機作りを実現し、未上場ながら今日までにパチスロ業界のリーディング・カンパニーの 1 社としての地位を確立してまいりました。

当社とオリンピアは、パチンコ機・パチスロ機分野における強み・弱みを相互に補完することを目的に、平成 10 年に業務提携契約を締結し、当社がパチスロ機事業に、オリンピアがパチンコ機事業に進出するにあたって両社の経営資源を提供し合い、業容の拡大に努めてまいりました。具体的には、当社がオリンピアにパチンコ機開発のノウハウを、オリンピアが当社にパチスロ機開発のノウハウを相互に提供し合い、また、販売面におきましても、平成 11 年より当社はオリンピア製パチスロ機の販売を開始し、パチスロ機市場におきまして一定の市場シェアを獲得するに至っております。

資本面におきましては、平成 12 年に当社がオリンピアと資本提携契約を締結し、平成 16 年にはオリンピア株式の追加取得により約 22%の持分を保有し持分法適用会社化しております。

平成 15 年にはオリンピアが自社開発のパチンコ機をリリース、平成 17 年には当社が自社開発のパチスロ機をリリースするなど、両社は資本提携・業務提携の成果を挙げつつ、着実にその関係を深めてきました。

一方、両社を取り巻く市場環境は、近年、大きな変革期を迎えております。少子高齢化や娯楽の多様化に伴いパチンコ・パチスロの遊技人口が長期的に伸び悩む一方、ホールの大型化がホール間の競争を激化させたことによりホール数自体も減少しつつあり、また、昨年よりパチスロ機の設置台数が減少したことにより、遊技機市場全体としての設置台数においても減少傾向となることが予想されております。パチンコ機、パチスロ機の別で見ると、パチンコ機市場では、当社が得意としたパチンコ本来の面白さの源泉ともいえるメカ的なハードの新規性から、著作権等のキャラクターを使用したストーリー性とソフトとの融合が生み出す遊技性へと市場のニーズが移行してきたことにより、パチンコ機メーカーにとって液晶表示器と映像技術を駆使した演出・ゲーム性に富んだ製品を開発する技術力と企画力が極めて重要な競争環境となってきました。現在、当社ではそうした製品開発力の更なる強化なくしてはパチンコ機販売台数を伸ばすことが困難となり、売上減少への対応が急務となっております。一方のパチスロ機市場では、平成 16 年 7 月の規則改正によるパチスロ遊技機新基準機（5 号機）への入れ替えのため、

*1 本公開買付けの詳細については、添付の「株式会社平和に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照下さい。

ホールは多額の設備投資資金が必要となり、本年中盤に迫った入れ替え期限に向けてホールの事業環境がさらに厳しくなることが考えられます。そのため、パチスロ機を主力とするメーカーであり、技術力に強みを持つオリンピアであっても、これまで以上に製品開発力を強化することが重要となるなど、一層の経営努力が必要な環境となってきました。

このような状況の中、当社の創業者・名誉会長であり、当社の筆頭株主である株式会社中島ホールディングス（以下、「中島ホールディングス」といいます。）の取締役である中島健吉氏と、オリンピアの大株主として同社の発展を支えてきた公開買付者（同社は、後記石原昌幸氏及びその親族と併せてオリンピアの発行済株式総数の 68.2%を保有しております。）の代表取締役社長を務める石原昌幸氏は、それぞれに当社及びオリンピアの将来に向けての選択肢について検討を重ね、相互に意見交換をいたしました。その中で、当社とオリンピアは、長年にわたる事業上のパートナーとして既に密接な関係を有し、パチンコ機とパチスロ機、営業と開発において、理想的な補完関係を形成するためには、両社の一刻も早い完全統合（以下、「本統合」といいます。）が望ましいのではないかと考えるに至り、当社及びオリンピアに提案を行いました。

当社及びオリンピアは、大株主からのかかる提案を受けて、検討・協議を行った結果、両社としても完全統合、具体的には、既にオリンピアを持分法適用会社としている当社が、オリンピアを株式交換の手法を用いて完全子会社とすること（以下、「本株式交換」といいます。）が両社の一般株主にとっても最善の選択肢であるとの結論に達し、平成 19 年 4 月 6 日付けで本統合に関し基本合意に至りました。

② 本統合の効果

本統合がもたらす最も大きなシナジーは製品開発面にあります。当社は、昭和 46 年に現在全メーカーが使用している着脱分離式パチンコ機を初めて製品化したほか、昨年 11 月にはハイスペック&ローコストの新本体 SS を開発するなど、新しい発想によるパチンコ機の開発に強みがあります。一方、オリンピアは優れたカリキュラムをもって育成された業界随一の開発陣容による最高水準の商品開発力を備えており、平成 14 年 4 月には業界初の分離式筐体を開発するなど、パチスロ機の開発には大きな強みを有しています。また、オリンピアは環境にも配慮した「リユース・リサイクル」を機軸とした「分離型スロット」の導入により、業界に新しいビジネスモデルを持ち込みました。本統合により両社の強みを最大限に活かす開発体制を構築することで、効率的・効果的にヒット製品を生み出すための仕組み・競争優位を確立することが可能となることから、新グループとしての売上拡大の大きな力となりえます。本統合により期待できる製品開発面のシナジーは以下の通りです。①パチンコの本体開発は当社に、パチスロの筐体開発はオリンピアに集約することにより開発の効率化とコスト優位性が高まること。②デバイス戦略が両社にとって今後も重要な経営課題であると認識する中、液晶等の共通化によるコスト削減などの大きな効果も期待できること。③液晶サイズの大型化、大型版權の取得に伴い、パチンコ機、パチスロ機の利益率が低下傾向にある中で、「部品のリユース」が経営の重要な課題となっていますが、オリンピアのリユースシステムをグループ全体で活用することにより、当社の利益率の改善が期待できること。

さらに、調達面では、パチンコ機とパチスロ機の部材購入をそれぞれ一本化するなどして大きなコストメリットを獲得することが期待できるほか、生産面では、工場などの機械設備の稼働率向上、中期的には生産体制の最適化を図ることも可能となります。

次に、営業面では、当社は業界の中で最も充実した直販網を有しており、同業他社のリリース情報やホールの製品評価等の情報を迅速かつ確実に入手することが可能です。そうした情報をオリンピアと共有することにより、製品のリリース時期を調整し、また

両社でリリースする製品のポートフォリオを検討することにより、販売効率の向上が期待できます。

また、管理面では、知財、法務、情報システムなど企業のインフラ部分を共用することによる経営効率化が可能となり、よりスリムで筋肉質な経営への転換を図っていくこととなります。

両社は本株式交換により当社を完全親会社、オリンピアを完全子会社とする企業グループとなる予定であり、統合後の当社グループは、当社・オリンピアからなるグループ内での経営リソースを共有・最適配分しつつ、両社のパチンコ機及びパチスロ機分野における互いの強みを活かし、業界のリーディング・カンパニーとして、売上拡大を目指すとともに収益性を改善・向上することによって、現在の両社株主、すなわち株式交換後の当社株主にとっての株主価値の最大化に努めてまいります。

なお、本統合後の当社においては、より一層の株主還元策を実施してまいります。

③ 本統合のスキーム及び本公開買付けの位置付け

当社がオリンピアを現状の株主構成のまま完全子会社化した場合には、本株式交換後の当社においては、中島ホールディングスと公開買付者が相互に会社経営に対する実質的な拒否権を有した状態で存続する状況となり、中島ホールディングスと公開買付者において経営方針が対立した場合には会社経営が膠着状態に陥るおそれがありました。のみならず、最終的な株式交換比率次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に定める少数特定者持株比率が75%を超えるおそれ(注)もありました。

そこで、本統合後の当社が上場を維持しつつ、一枚岩の経営方針の下で変革期の市場環境に対応すべく、本株式交換の完了前に当社の実質的な経営権を中島ホールディングスから公開買付者に承継させるということを基本的な考え方として、当社、オリンピア、中島ホールディングス及び公開買付者との間で、具体的な手法について、第三者の専門家の意見を参照しながら、様々な面から検討・交渉がなされました。

その結果、当社とオリンピアの本株式交換による本統合の実現及び中島ホールディングスから公開買付者への当社の実質的な経営権の円滑な承継という重要な目的を達成する一方で、経営権承継に際しての取引の株価へのインパクト、本株式交換後の発行済株式総数の増加による1株当たり経営指標希釈化のインパクト及び支配株主への株式集中度が高まりすぎることによる少数特定者持株比率等の観点も考慮して、本株式交換に先立って、当社及びオリンピアによる自己株買付けと公開買付者による当社株式の公開買付けを組み合わせることで、当社、オリンピア、中島ホールディングス及び公開買付者は、基本的な方向性について了解に至りました。

そして、当社による自己株買付けにあたっては、株主間の平等性、取引の透明性及び価格交渉の余地を確保する観点から公開買付けの手法によることとし(以下、「本自己株公開買付け」といいます。*)、中島ホールディングスの完全子会社である株式会社新建和、及び中島ホールディングスの大株主である財団法人中島記念国際交流財団が、本自己株公開買付けへの応募を予め内諾することとなりました(株式会社新建和及び財団法人中島記念国際交流財団は、平成18年9月30日現在、それぞれ当社株式を11,223,000株及び15,909,000株保有しており、その保有株式合計(27,132,000株)は当社発行済株式総数の23.44%に相当します。)。また、本自己株公開買付けの買付価格については、本自己株公開買付けが本統合における複合的な取引の一環として行われるものであること

*2本自己株公開買付けの詳細については、当社が別途開示を行った「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」をご参照下さい。

を踏まえつつ、本自己株公開買付けに応じずに当社株式を保有し続ける当社一般株主の利益を最大限に尊重する観点に立って、資産の社外流出及び1株当たりの価値の希釈化を可及的に抑えるべく、当社は、野村証券株式会社を第三者算定人として選定した上、同社による当社株式の評価を踏まえて、中島ホールディングスとの間で真摯な交渉を行った結果、最終的に平成19年4月5日の東京証券取引所における当社株式の終値1,463円に対して、10%のディスカウント(円未満四捨五入)となる1,317円と決定いたしました。なお、当該公開買付け価格は、平成19年4月5日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値に対して10.28%下回る価格となります。

一方、本公開買付けは、当社とオリンピアの株式交換による完全統合及び中島ホールディングスから公開買付者への当社の実質的な経営権の円滑な承継を達成するための複合的な取引の一環として実施されるものです。そのため、本公開買付けの買付け価格は、公開買付者と中島ホールディングスとの間での検討・交渉を経て、本自己株公開買付けの買付け価格と同一の価格とすることとされました。

また、本公開買付けは、中島ホールディングスから、同社の保有する当社株式に係る株券等の全部(35,000,000株)を応募する旨の内諾を得て行われると共に、同数の株券等を買付け予定数として行われるものです。

本公開買付けにより公開買付者が本公開買付けの上限株式数(35,000,000株)を取得し、かつ、当社が本自己株公開買付けにより本自己株公開買付けの上限株式数

(27,132,000株)を取得した場合は、公開買付者は当社の議決権の約40%を取得することとなります。その後、さらに本株式交換の完了した後においては、オリンピアによる自己株買付けで予定されている取得株式総数全てが、公開買付者より取得され、かつ、本公開買付け及び本自己株公開買付けに応募する予定の株主が全株を売却できた場合、公開買付者及びその特別関係者の保有する議決権の数は約57%と見込まれ、少数特定者持株比率についてみると、約68%にとどまることが見込まれています。ただし、オリンピアによる自己株買付け、本公開買付け、本自己株公開買付け及び本株式交換の最終的な株式交換比率の結果次第では、当社株式が上場廃止基準に抵触する可能性が無いわけではありません。仮にそのような状況が生じた場合には、当社及びオリンピアはかかる状況を回避するために必要かつ適切な手段を講じることにつき誠実に協議することを合意しています。

以上のとおり、本公開買付けは、当社とオリンピアとの間での本統合の実現を目的とした複合的な取引の一環としてなされるものであり、本統合の実現が当社一般株主の利益の拡大に資するとの判断から、当社は、平成19年4月6日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。当社一般株主の皆様におかれましては、本統合後の当社を引き続き株主としてご支援頂きたいと考えております。

なお、当社の取締役である中島潤は、本公開買付けへの応募を内諾している中島ホールディングス及び本自己株公開買付けへの応募を内諾している株式会社新建和の代表取締役を務めており、特別利害関係人に該当するおそれがあることから、本自己株公開買付けに関する取締役会決議及び本公開買付けの意見表明に関する取締役会決議のいずれにも参加しておりません。

(注)東京証券取引所上場廃止基準は、少数特定者持株数(大株主上位10名(所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含みます)をいいます。))が所有する株式(明らかに固定的所有でないと思われる株式を除きます。))及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式数を加えた株式数をいいます。)が、上場株式数の75%を超えている場合には、当該少数特定者持株比率が1年以内に75%以下にならない場合には、原則として上場廃止となるものと定めています(東京証券取引所上場廃止基準第2条(2)a(a))。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はございません。
4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はございません。
5. 公開買付者に対する質問
該当事項はございません。
6. 公開買付期間の延長請求
該当事項はございません。

※添付資料 「株式会社平和に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
(株式会社石原ホールディングス)

以上

平成 19 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社石原ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 石原 昌幸

株式会社平和に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社石原ホールディングス（以下、「当社」といいます。）は、平成 19 年 4 月 6 日に、下記の通り株式会社平和（コード番号 6412 東証第一部、以下、「平和」または「対象者」といいます。）の普通株式を、公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしました。

記

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの背景

当社は、当社代表取締役社長を務める石原昌幸及びその親族と併せて、株式会社オリンピア（以下、「オリンピア」といいます。）の発行済株式総数の 68.2%を保有する会社であり、石原昌幸の下、オリンピアの大株主として、同社の発展を支えてきました。当社は、この度平和の発行済株式総数の約 30.2%にあたる 35,000,000 株を取得することを目的として、本公開買付けを実施することといたしました。

平和は、設立以来、常に新しいものを提供するパチンコ機メーカーのパイオニアとして多くのファンの支持を獲得してまいりました。また、昭和 63 年 8 月に店頭公開銘柄として業界初の株式公開を果たし、平成 3 年 12 月には、東京証券取引所にパチンコ機メーカーとして初の上場を果たしました。

一方、オリンピアは、昭和 56 年の事業開始以来、一貫してパチスロ機の開発・製造・販売を行い、目下、「もっと楽しめる未来を作ろう」の合言葉とスピード感溢れる経営の下、新発想・新展開・チーム力によって顧客ニーズを最優先したパチスロ・パチンコ遊技機作りを実現し、未上場ながら今日までにパチスロ業界のリーディング・カンパニーの 1 社としての地位を確立してまいりました。

平和とオリンピアは、パチンコ機・パチスロ機分野における強み・弱みを相互に補完することを目的に、平成 10 年に業務提携契約を締結し、平和がパチスロ機事業に、オリンピアがパチンコ機事業に進出するにあたって両社の経営資源を提供し合い、業容の拡大に努めてまいりました。具体的には、平和がオリンピアにパチンコ機開発のノウハウを、オリンピアが平和にパチスロ機開発のノウハウを相互に提供し合い、また、販売面におきましても、平成 11 年より平和はオリンピア製パチスロ機の販売を開始し、パチスロ機市場におきまして一定の市場シェアを獲得するに至っております。

資本面におきましては、平成 12 年に平和がオリンピアと資本提携契約を締結し、平成 16 年にはオリンピア株式の追加取得により約 22%の持分を保有し持分法適用会社化しております。

平成 15 年にはオリンピアが自社開発のパチンコ機をリリース、平成 17 年には平和が自社開発のパチスロ機をリリースするなど、両社は資本提携・業務提携の成果を挙げつつ、着実にその開

係を深めてきました。

一方、両社を取り巻く市場環境は、近年、大きな変革期を迎えております。少子高齢化や娯楽の多様化に伴いパチンコ・パチスロの遊技人口が長期的に伸び悩む一方、ホールの大型化がホール間の競争を激化させたことによりホール数自体も減少しつつあり、また、昨年よりパチスロ機の設置台数が減少したことにより、遊技機市場全体としての設置台数においても減少傾向となることが予想されております。パチンコ機、パチスロ機の別で見ると、パチンコ機市場では、平和が得意としたパチンコ本来の面白さの源泉ともいえるメカ的なハードの新規性から、著作権等のキャラクターを使用したストーリー性とソフトとの融合が生み出す遊技性へと市場のニーズが移行してきたことにより、パチンコ機メーカーにとって液晶表示器と映像技術を駆使した演出・ゲーム性に富んだ製品を開発する技術力と企画力が極めて重要な競争環境となってきました。現在、平和ではそうした製品開発力の更なる強化なくしてはパチンコ機販売台数を伸ばすことが困難となり、売上減少への対応が急務となっております。一方のパチスロ機市場では、平成 16 年 7 月の規則改正によるパチスロ遊技機新基準機（5 号機）への入れ替えのため、ホールは多額の設備投資資金が必要となり、本年中盤に迫った入れ替え期限に向けてホールの事業環境がさらに厳しくなることが考えられます。そのため、パチスロ機を主力とするメーカーであり、技術力に強みを持つオリンピアであっても、これまで以上に製品開発力を強化することが重要となるなど、一層の経営努力が必要な環境となってきました。

このような状況の中、平和の創業者・名誉会長であり、平和の筆頭株主である株式会社中島ホールディングス（以下、「中島ホールディングス」といいます。）の取締役である中島健吉氏と、オリンピアの大株主として同社の発展を支えてきた当社の代表取締役社長を務める石原昌幸は、それぞれに平和及びオリンピアの将来に向けての選択肢について検討を重ね、相互に意見交換をしてまいりました。その中で、平和とオリンピアは、長年にわたる事業上のパートナーとして既に密接な関係を有し、パチンコ機とパチスロ機、営業と開発において、理想的な補完関係を形成するためには、両社の一刻も早い完全統合（以下、「本統合」といいます。）が望ましいのではないかと考えるに至り、平和及びオリンピアに提案を行いました。

平和及びオリンピアは、大株主からのかかる提案を受けて、検討・協議を行った結果、両社としても完全統合、具体的には、既にオリンピアを持分法適用会社としている平和が、オリンピアを株式交換の手法を用いて完全子会社とすること（以下、「本株式交換」といいます。）が両社の一般株主にとっても最善の選択肢であるとの結論に達し、平成 19 年 4 月 6 日付けで本統合に関し基本合意に至りました（当該基本合意の概要については 3. その他（2）②をご参照下さい）。

（2）本統合の効果

本統合がもたらす最も大きなシナジーは製品開発面にあります。平和は、昭和 46 年に現在全メーカーが使用している着脱分離式パチンコ機を初めて製品化したほか、昨年 11 月にはハイスペック&ローコストの新本体 SS を開発するなど、新しい発想によるパチンコ機の開発に強みがあります。一方、オリンピアは優れたカリキュラムをもって育成された業界随一の開発陣容による最高水準の商品開発力を備えており、平成 14 年 4 月には業界初の分離式筐体を開発するなど、パチスロ機の開発には大きな強みを有しています。また、オリンピアは環境にも配慮した「リユース・リサイクル」を機軸とした「分離型スロット」の導入により、業界に新しいビジネスモデルを持ち込みました。本統合により両社の強みを最大限に活かす開発体制を構築することで、効率的・効果的にヒット製品を生み出すための仕組み・競争優位を確立することが可能となることから、新グループとしての売上拡大の大きな力となりえます。本統合により期待できる製品開発面のシナジーは以下の通りです。①パチンコの本体開発は平和に、パチスロの筐体開発はオリンピアに集約することにより開発の効率化とコスト優位性が高まること。②デバイス戦略が両社にとって今後も重要な経営課題であると認識する中、液晶等の共通化によるコスト削減などの大きな効果も期待できること。③液晶サイズの大形化、大型著作権の取得に伴い、パチンコ機、パチス

ロ機の利益率が低下傾向にある中で、「部品のリユース」が経営の重要な課題となっていますが、オリンピアのリユースシステムをグループ全体で活用することにより、平和の利益率の改善が期待できること。

さらに、調達面では、パチンコ機とパチスロ機の部材購入をそれぞれ一本化するなどして大きなコストメリットを獲得することが期待できるほか、生産面では、工場などの機械設備の稼働率向上、中期的には生産体制の最適化を図ることも可能となります。

次に、営業面では、平和は業界の中で最も充実した直販網を有しており、同業他社のリリース情報やホールの製品評価等の情報を迅速かつ確実に入手することが可能です。そうした情報をオリンピアと共有することにより、製品のリリース時期を調整し、また両社でリリースする製品のポートフォリオを検討することにより、販売効率の向上が期待できます。

また、管理面では、知財、法務、情報システムなど企業のインフラ部分を共用することによる経営効率化が可能となり、よりスリムで筋肉質な経営への転換を図っていくこととなります。

両社は本株式交換により平和を完全親会社、オリンピアを完全子会社とする企業グループとなる予定であり、統合後の平和グループは、平和・オリンピアからなるグループ内での経営リソースを共有・最適配分しつつ、両社のパチンコ機及びパチスロ機分野における互いの強みを活かし、業界のリーディング・カンパニーとして、売上拡大を目指すとともに収益性を改善・向上することによって、現在の両社株主、すなわち株式交換後の平和株主にとっての株主価値の拡大に努めてまいります。なお、本統合後の平和においては、より一層の株主還元策を実施してまいります。

(3) 本統合のスキーム及び本公開買付けの位置付け

平和がオリンピアを現状の株主構成のまま完全子会社化した場合には、本株式交換後の平和においては、中島ホールディングスと当社が相互に会社経営に対する実質的な拒否権を有した状態で存続する状況となり、中島ホールディングスと当社において経営方針が対立した場合には会社経営が膠着状態に陥るおそれがありました。のみならず、最終的な株式交換比率次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に定める少数特定者持株比率が75%を超えるおそれ(注)もありました。

そこで、本統合後の平和が上場を維持しつつ、一枚岩の経営方針の下で変革期の市場環境に対応すべく、本株式交換の完了前に平和の実質的な経営権を中島ホールディングスから当社に承継させるということを基本的な考え方として、平和、オリンピア、中島ホールディングス及び当社との間で、具体的な手法について、第三者の専門家の意見を参照しながら、様々な面から検討・交渉がなされました。

その結果、平和とオリンピアの本株式交換による本統合の実現及び中島ホールディングスから当社への平和の実質的な経営権の円滑な承継という重要な目的を達成する一方で、経営権承継に際しての取引の株価へのインパクト、本株式交換後の発行済株式総数の増加による一株当たり経営指標希釈化のインパクト及び支配株主への株式集中度が高まりすぎることによる少数特定者持株比率等の観点も考慮して、本株式交換に先立って、平和及びオリンピアによる自己株買付けと本公開買付けを組み合わせることで平和、オリンピア、中島ホールディングス及び当社は、基本的な方向性について了解に至りました。

そして、平和による自己株買付けにあたっては、株主間の平等性、取引の透明性及び価格交渉の余地を確保する観点から公開買付けの手法によることとし(以下、「本自己株公開買付け」といいます。*)、中島ホールディングスの完全子会社である株式会社新建和、及び中島ホールディングスの大株主である財団法人中島記念国際交流財団が、本自己株公開買付けへの応募を予め内諾することとなりました(株式会社新建和及び財団法人中島記念国際交流財団は、平成18年9月30日現在、それぞれ平和株式を11,223,000株及び15,909,000株保有しており、その保有株式

*1本自己株公開買付けの詳細については、平和が別途開示を行った「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」をご参照下さい。

合計(27,132,000株)は平和発行済株式総数の23.44%に相当します。)。また、本自己株公開買付けの買付価格については、本自己株公開買付けが本統合における複合的な取引の一環として行われるものであることを踏まえつつ、本自己株公開買付けに応じずに平和株式を保有し続ける平和一般株主の利益を最大限に尊重する観点に立って、資産の社外流出及び1株当たり価値の希釈化を可及的に抑えるべく、平和は、野村証券株式会社を第三者算定人(以下、「対象者算定人」といいます。)として選定した上、同社による平和株式の評価を踏まえて、中島ホールディングスとの間で真摯な交渉を行った結果、最終的に平成19年4月5日の東京証券取引所における平和株式の終値1,463円に対して、10%のディスカウント(円未満四捨五入)となる1,317円と決定いたしました。なお、当該公開買付価格は、平成19年4月5日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における平和株式の終値の単純平均値に対して10.28%下回る価格となります。

一方、本公開買付けは、平和とオリンピアの株式交換による完全統合及び中島ホールディングスから当社への実質的な経営権の円滑な承継を達成するための複合的な取引の一環として実施されるものです。そのため、本公開買付けの買付価格は、当社と中島ホールディングスとの間での検討・交渉を経て、本自己株公開買付けの買付価格と同一の価格とすることとされました。また、本公開買付けは、中島ホールディングスから、同社の保有する平和株式に係る株券等の全部(35,000,000株)を応募する旨の内諾を得て行われると共に、同数の株券等を買付予定数として行われるものです。

本公開買付けにより当社が本公開買付けの上限株式数(35,000,000株)を取得し、かつ、平和が本自己株公開買付けにより本自己株公開買付けの上限株式数(27,132,000株)を取得した場合は、当社は平和の議決権の約40%を取得することとなります。その後、さらに本株式交換の完了した後においては、オリンピアによる自己株買付けで予定されている取得株式総数全てが、当社より取得され、かつ、本公開買付け、及び本自己株公開買付けに応募する予定の株主が全株を売却できた場合、当社及びその特別関係者の保有する議決権の数は約57%と見込まれ、少数特定者持株比率についてみると、約68%にとどまることが見込まれています。ただし、オリンピアによる自己株買付け、本公開買付け、本自己株公開買付け及び本株式交換の最終的な株式交換比率の結果次第では、平和株式が上場廃止基準に抵触する可能性が無いわけではありません。仮にそのような状況が生じた場合には、平和及びオリンピアはかかる状況を回避するために必要かつ適切な手段を講じるにつき誠実に協議するものとされています。

以上のとおり、本公開買付けは、平和とオリンピアとの間での本統合の実現を目的とした複合的な取引の一環としてなされるものであり、本統合の実現が平和一般株主の利益の拡大に資するとの判断から、平和は、平成19年4月6日開催の平和取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。^{*2}

なお、平和の取締役である中島潤氏は、本公開買付けへの応募を内諾している中島ホールディングス及び本自己株公開買付けへの応募を内諾している株式会社新建和の代表取締役を務めており、特別利害関係人に該当するおそれがあることから、本自己株公開買付けに関する取締役会決議及び本公開買付けの意見表明に関する取締役会決議のいずれにも参加していません。

(注) 東京証券取引所上場廃止基準は、少数特定者持株数(大株主上位10名(所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含みます。))をいいます。))が所有する株式(明らかに固定的所有でないと思われる株式を除きます。))及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式数を加えた株式数をいいます。))が、上場株式数の75%を超えている場合で、当該少数特定者持株比率が1年以内に75%以下にならない場合には、原則として上場廃止となるものと定めて

^{*2} 詳細については、平和が別途開示を行った「当社株式に対する公開買付けへの賛同意見表明に関するお知らせ」をご参照下さい。

います(東京証券取引所上場廃止基準第2条(2)a(a))。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

(平成18年9月30日現在)

① 商号	株式会社 平和	
② 事業内容	パチンコ機・パチスロ機の開発、製造及び販売	
③ 設立年月日	昭和44年12月16日	
④ 本店所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石橋 保彦	
⑥ 資本金	16,755百万円	
⑦ 大株主及び持株比率	(株)中島ホールディングス	30.23%
	(財)中島記念国際交流財団	13.74%
	(株)新建和	9.69%
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	該当なし
	人的関係	該当なし
	取引関係	該当なし
	関連当事者への該当状況	該当なし

(2) 買付け等の期間

① 買付当初の買付け等の期間

平成19年4月9日(月)から平成19年5月17日(木)まで(26営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

証券取引法(以下、「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がなされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付け期間は平成19年5月23日(水曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格 1株につき金1,317円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付けの買付価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)は、本公開買付け及び本公開買付けと同日付で平和が行う本自己株公開買付けが、いずれも本統合に際して中島ホールディングスから当社に対する平和の実質的な経営権の円滑な承継のための取引の一環としてなされるものであることに鑑み、本自己株公開買付けの買付価格(以下、「本自己株公開買付価格」といいます。)と同一の価格と決定されています。

かかる本公開買付価格の前提となった本自己株公開買付価格の算定の基礎は以下の通りです。

平和は、本自己株公開買付価格の決定に際して、第三者算定人である野村証券株式会社(以下、「対象者算定人」といいます。)に対して平和の1株当たりの株式価

値の算定を依頼しました。

対象者算定人は、本件における算定手法を入念に検討の上、最終的に市場株価分析及びDCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）分析による算定を実施しております。対象者が平成19年4月2日付けで受領した対象者算定人による株式価値算定書によれば、それぞれの算定手法による平和の1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。なお、対象者算定人がDCF分析の基礎とした平和の事業計画は、本統合によるシナジー効果は見込んでおりません。

- ・市場株価分析 : 1,456円～1,522円
- ・DCF分析 : 1,436円～1,604円

平和は、本自己株公開買付けが本統合における複合的な取引の一環として行われるものであることを踏まえつつ、本自己株公開買付けに応じずに平和株式を保有し続ける平和一般株主の利益を最大限に尊重する観点に立って、資産の社外流出及び1株当たり価値の希釈化を可及的に抑えるべく、株式価値レンジの下限值より一定のディスカウントで買付けを行いたいと考え、中島ホールディングスとの間で協議を進める中で、3月下旬には、買付価格の決定日前日の終値から10%程度のディスカウント価格を目安にして交渉を進めることとなりました。その後も当事者間で協議を進め、過去の自己株公開買付け事例において決定された買付価格の市場株価に対するディスカウント率及び対象者算定人より受領した株式価値算定書等も参考に、最終的に、平成19年4月5日の東京証券取引所における平和株式の終値1,463円に対して、10%のディスカウント（円未満四捨五入）となる1,317円で本自己株公開買付けを行うことで平成19年4月5日に中島ホールディングスとの間で合意に至りました。それを受けて、平成19年4月6日開催の平和取締役会において、本自己株公開買付価格は1株につき1,317円と決定されております。

なお、当該公開買付価格は、平成19年4月5日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における平和株式の終値の単純平均値に対して10.28%下回る価格となります。

② 算定の経緯

平和は、オリンピアとの間では、平成19年2月下旬から本統合の実現に向けた本格的な協議・検討を開始し、本統合の実現を経営の最優先課題として位置付け、連日にわたり、関係当事者間で集中的な協議・交渉を重ねました。その結果として、平成19年3月下旬には、本株式交換に先立って、両社による自己株買付けと当社による平和株式の公開買付けを組み合わせること、及び、平和による自己株買付けは公開買付けの手法によることで基本的な方向性について了解に至りました。

また、平和は、本格的な協議・検討と並行して、本自己株公開買付価格の算定に際して、平成19年3月12日に、対象者算定人に平和の1株当たりの株式価値の算定を依頼しました。

対象者算定人は、本件における算定手法を入念に検討の上、最終的に市場株価分析及びDCF分析による算定を実施しております。対象者が平成19年4月2日付けで受領した対象者算定人による株式価値算定書によれば、それぞれの算定手法による平和の1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。なお、対象者算定人がDCF分析の基礎とした平和の事業計画は、本統合によるシナジー効果は見込んでおりません。

- ・市場株価分析 : 1,456円～1,522円
- ・DCF分析 : 1,436円～1,604円

平和は、本自己株公開買付けが本統合における複合的な取引の一環として行われ

るものであることを踏まえつつ、本自己株公開買付けに応じずに平和株式を保有し続ける平和一般株主の利益を最大限に尊重する観点に立って、資産の社外流出及び1株当たりの価値の希釈化を可及的に抑えるべく、株式価値レンジの下限值より一定のディスカウントで買付けを行いたいと考え、中島ホールディングスとの間で協議を進める中で、3月下旬には、買付価格の決定日前日の終値から10%程度のディスカウント価格を目安にして交渉を進めることとなりました。その後も当事者間で協議を進め、過去の自己株公開買付け事例において決定された買付価格の市場株価に対するディスカウント率及び対象者算定人より受領した株式価値算定書等も参考に、最終的に、平成19年4月5日の東京証券取引所における平和株式の終値1,463円に対して、10%のディスカウント（円未満四捨五入）となる1,317円で本自己株公開買付けを行うことで平成19年4月5日に中島ホールディングスとの間で合意に至りました。それを受けて、平成19年4月6日開催の平和取締役会において、本自己株公開買付価格は1株につき1,317円と決定されております。

なお、平和の取締役である中島潤氏は、本自己株公開買付けへの応募を内諾している株式会社新建和の代表取締役を務めており、特別利害関係人に該当するおそれがあることから、本自己株公開買付けに関する取締役会決議に参加していません。

かかる決定を受けて、当社は中島ホールディングスと検討・交渉を行い、本公開買付けが本統合実現のための複合的な取引の一環であること及び本自己株公開買付価格が対象者算定人の評価を踏まえた上で中島ホールディングスの関係者が保有する平和株式の譲渡価格として決定されたものであることを踏まえて、当社代表取締役石原昌幸は最終的に本公開買付価格を本自己株公開買付価格と同一とすることを決定しました。

- ③ 算定機関との関係
該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した超過予定数
株券	35,000,000株	一株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等預託証券()	一株	一株
合計	35,000,000株	一株

(注1) 応募株券等の総数が、株式に換算した買付予定数(35,000,000株。以下、「買付予定数」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下、「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります。株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」といいます。)により保管されている場合は、株

券を提出する必要はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個 (買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	621,320 個 (買付け等前における株券等所有割合 54.27%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	350,000 個 (買付け等後における株券等所有割合 30.57%)
対象者の総株主の議決権の数	1,144,791 個

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(35,000,000株)に係る議決権(1単元の株式数を100株として記載されたもの)の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者の保有する自己株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、株式会社 中島ホールディングスは、その所有株券等の全てを本公開買付けに応募する予定であることから、また、財団法人 中島記念国際交流財団及び株式会社 新建和は、その所有株券等の全てを本自己株公開買付けに応募する予定であることから「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成18年12月25日に提出した第39期半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としておりますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記半期報告書記載の単元未満株式の数1,900株から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が保有する単元未満自己株式40株を控除した1,860株に係る議決権の数18個を加えて、「対象者の総株主の議決権の数」を1,144,809個として計算しております。

なお、本自己株公開買付けが上限にて成立し、対象者が自己株式27,132,000株を取得した場合には、「対象者の総株主の議決権の数」は、当該自己株式数を対象者の1単元株式数である100株で除して求められる株式数に係る議決権の数271,320個を、上記1,144,809個より減じて873,489個となります。かかる場合の「買付け等後における株券等所有割合」は、40.07%となります。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 46,095 百万円

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
いちよし証券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
- ② 決済の開始日
平成19年5月24日(木曜日)

(注)法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成 19 年 5 月 30 日（水曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき、応募株券を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人（もしくは公開買付代理人を通じて機構）により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数（35,000,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の総数が買付予定数（35,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元（100 株）未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元（追加して 1 単元の買付けを行うと応募株券の数を超える場合は応募株数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

- ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法
証券取引法施行令（以下、「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。
- ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法
法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項各号に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても変更後の買付条件等により買付けを行います。
- ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項
応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の15時30分までに公開買付け代理人の本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。
- ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法
買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。
- ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法
訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項、及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付け届出書又は関連する買付け書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付け代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付け応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付け開始公告日

平成19年4月9日(月)

(11) 公開買付け代理人

いちよし証券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、対象者の取締役会の賛同を得ています。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要とされるその他の情報

①対象者は、平成19年3月14日に株式会社東京証券取引所において、平成19年3月期の業績予想の修正を公表しております。当該公表に基づく、前期の対象者の業績予想は以下のとおりです。

平成19年3月期 業績予想数値の修正（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

1. 単独

	売上高	経常利益	当期純利益
前回(*) 発表予想(A) (百万円)	84,460	9,030	5,270
今回発表予想(B) (百万円)	61,710	8,230	5,140
増減額(B-A) (百万円)	△22,750	△800	△130
増減率(%)	△26.9%	△8.9%	△2.5%
(ご参考) 平成18年3月期(百万円)	61,057	10,492	7,167

2. 連結

	売上高	経常利益	当期純利益
前回(*) 発表予想(A) (百万円)	100,000	9,130	4,910
今回発表予想(B) (百万円)	76,410	7,120	3,590
増減額(B-A) (百万円)	△23,590	△2,010	△1,320
増減率(%)	△23.6%	△22.0%	△26.9%
(ご参考) 平成18年3月期(百万円)	77,560	10,816	7,023

(*) 平成18年11月15日公表数値

②対象者とオリンピアは、平成19年4月6日開催の両社取締役会において、対象者を完全親会社、オリンピアを完全子会社とする株式交換の方法により全面的な統合を行うことについて合意し、本統合に関する基本合意書を締結しております。当該基本合意書における合意内容の概要は以下のとおりです。

(本統合の前提事項)

1. 下記③記載のオリンピアによる自己株買付けの実施
2. 下記④記載の対象者による自己株買付けの実施
3. 当社による本公開買付けの実施
4. 両社間での株式交換契約の締結

5. 両社株主総会における株式交換契約書の承認
6. 関係当局への届出、許認可取得等

(交換比率)

両社の取締役会決議による正式な株式交換契約の締結を経て、両社の定時株主総会において承認が得られた場合には、オリンピアの普通株式1株に対して、対象者の普通株式4株を割り当てるものとする。

(本統合後の経営体制等)

本統合後の対象者の代表取締役は3名とし、以下の者を予定する。

- ・代表取締役社長 石橋保彦 (現 対象者代表取締役社長)
- ・代表取締役副社長 嶺井勝也 (現 オリンピア代表取締役社長)
- ・代表取締役専務 堀江一義 (現 対象者代表取締役専務)

(その他)

対象者及びオリンピアは、本自己株公開買付け及び本公開買付けの結果、株式交換の効力発生後に、対象者株式が上場廃止基準その他の法令・規則に抵触するおそれが生じた場合、かかる状況を回避するために必要かつ適切な手段を講じることにつき誠実に協議するものとする。

- ③オリンピアは平成19年4月6日開催の取締役会において、自己株式の取得の議案を平成19年4月23日に開催予定の臨時株主総会に付議することを決議しております。なお、当社はその保有するオリンピアの普通株式の一部を当該自己株買付けに応募する事を予定しております。

議案の概要：取得総額 250 億円 (上限)、取得株式総数 420 万株 (上限)

- ④対象者は、平成19年4月6日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、下記のとおり自己株式の公開買付けを行うことを決議した旨について、同年4月6日に株式会社東京証券取引所において公表しております。

買付期間：平成19年4月9日から同年5月17日まで

買付価格：金1,317円

買付予定数：普通株式27,132,000株

- ⑤対象者の大株主である中島ホールディングス、財団法人中島記念国際交流財団及び株式会社新建和は、平成19年6月開催予定の対象者の第39回定時株主総会において、対象者及びオリンピアとの株式交換契約書の承認議案及び取締役選任議案を含む会社提案の議案に賛同する旨の議決権行使を行うことに同意しております。

⑥本統合のスケジュール

平成 19 年 3 月 31 日	定時株主総会基準日（対象者及びオリンピア）
平成 19 年 4 月 6 日	統合に関する基本合意書締結（対象者及びオリンピア）
平成 19 年 4 月 9 日（予定）	対象者による自己株公開買付開始公告及び公開買付け開始
同日	当社による対象者株式の公開買付開始公告及び公開買付け開始
平成 19 年 4 月下旬（予定）	株式交換取締役会決議及び株式交換契約の締結（対象者及びオリンピア）
平成 19 年 4 月 23 日（予定）	オリンピアによる自己株買付け承認臨時株主総会
平成 19 年 5 月 17 日（予定）	対象者による自己株公開買付けの終了
同日	当社による対象者株式の公開買付けの終了
平成 19 年 6 月下旬（予定）	株式交換承認定時株主総会（対象者及びオリンピア）
平成 19 年 8 月 1 日（予定）	株式交換効力発生日

⑦その他

本株式交換は、対象者を完全親会社、オリンピアを完全子会社とする組織再編を行うものでありますが、企業結合会計基準上は、オリンピアを取得会社、対象者を被取得会社とする「逆取得」に該当するおそれがあります。その場合、連結財務諸表上、負ののれんが生じる可能性があります。金額及び償却年数等の会計処理の詳細については、今後、監査法人との協議を経て確定することになります。

以上